

令和4年

行方市農業委員会

第7回総会会議録

(令和4年7月25日)

令和4年7月25日 行方市農業委員会第7回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第61号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第62号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第63号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第64号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第65号	現況証明願について
議案第66号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第67号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第68号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
報告第33号	令和5年度 国・県農業施策に関する意見集約について
報告第34号	制限除外の移動届の受理について
報告第35号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第36号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第37号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
8番 古渡 武 文	9番 内藤 宏 一	10番 本澤 政 雄
11番 風間 啓 次	12番 根本 正 義	13番 小沼 正 二
14番 大久保 正 一	15番 郡司 正 彦	16番 椎名 勇
17番 高塚 利 英	19番 清水 量	

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市 也
4番 宮内 正 美	5番 箕輪 澄 子	6番 森山 正 一
7番 石間 信 一	8番 日下 正 之	9番 吉田 正 弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊 信	12番 鈴木 喜 昭
13番 野原 賢 一	14番 川島 隆 道	16番 関口 順 一

3 本日の欠席委員

7番 横瀬 忠 美	18番 根崎 和 枝
-----------	------------

本日の欠席推進委員

15番 石田 充 春

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後3時00分

(会長挨拶)

会長

それでは、7月の総会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

今月も農地利用最適化推進委員の皆様と共に出席をいただき、総会となります。

新型コロナウイルスも第7波ということで、新しい株BA. 5に置き換わっているということで、感染者が茨城県では、昨日、2,757人と、毎日、前日を上回る勢いで増えております。本日予定しておりました地区ごとの懇親会についても、中止せざるを得ない状況となりました。

今後とも感染に気をつけ、また、暑い日も続いておりますので、熱中症等にも注意をしていただきまして、皆様方には生活をしていただきたいと思います。

また、先日の農地パトロールのほうも暑い中行っていただきまして、ご苦労さまでした。誠にありがとうございました。

それでは、総会のほうに入らせていただきます。挨拶はこの辺にして、よろしくお願ひします。

(経過報告)

事務局

それでは、続きまして、日程第3、経過報告。

別紙の7月行事計画報告によりまして説明をさせていただきます。

6月28日、農業振興地域整備促進協議会。こちらにつきましては、北浦庁舎におきまして、農業振興地域の整備計画の変更について審議をしていただきました。出席者は高塚会長と事務局です。

6月30日、茨城県農業会議通常総会及び茨城県農政活動推進本部代議員総会。こちらにつきましては、市町村会館におきまして、高塚会長及び事務局で出席をいたしました。

7月6日、いばらき農業委員会女性協議会役員会。こちら開発公社におきまして、根崎委員、事務局出席の下、定例総会の開催及び付議事項について審議をいたしました。

7月14日、新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会。こちらは小川の文化センターにおきまして、農業委員9名、推進委員9名、事務局出席の下、事業説明及び講演を聞きました。

7月15日から7月22日まで、各地区におきまして農地パトロールを行っていただきました。

7月19日、常設審議委員会。こちらは清水委員出席の下、諮問案件の審査、こちらを行いました。

7月25日、本日でございます。第7回総会ということですので。以上でございます。

(議長の選出)

事務局

それでは、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長と

しての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議 長 それでは、議事のほうに入ってまいりたいと思います。
ただいまの出席委員は17名、欠席委員は2名ですので、定員に達しております。
したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 議事録署名人を議長において次のように指名いたします。
5番 橋本清 委員 6番 平塚実 委員。

(書記の選出)

議 長 総会書記として事務局の寺坂局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議案の審議)

議 長 それでは、議事のほうに入ってまいります。よろしく申し上げます。

(議案第61号)

議 長 議案第61号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第61号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 ありがとうございます。
それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番、小沼です。1項の調査報告をします。
この調査には、太田地区、麻生地区、4人で調査をしてまいりました。
譲受人は行方市麻生72歳農業の男性の方です。譲渡人は行方市麻生79歳無職の男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転です。場所は麻生、森川石油店裏になります。
譲受人は、田畑合わせて16,764㎡、水稻、露地野菜、年間200日、家から500m、3分、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、椎名です。第2項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は行方市島並在住47歳農業の女性です。渡人は行方市島並在住73歳農業の男性です。2人の関係は同居の親子です。申請事由は経営の移譲です。区分は使用貸借権の設定です。 契約の期間は、令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年です。 土地は、田が1筆、畑が10筆で合計40,356㎡になります。土地までの距離は100mから6キロとなり、時間は1分から15分です。年間作業日数は300日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、谷田川です。3項の調査報告をいたします。 なお、調査については、麻生、太田両地区、4名で調査をしてまいりました。 受人は根小屋在住50代の会社員の男性です。渡人についても、同じく根小屋在住80代の農業の男性です。2人の関係は同居の親子となっております。申請事由ですが、規模拡大と経営の安定を図るためです。区分については所有権移転です。 調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第4項の調査報告いたします。 譲受人は74歳で行方市西蓮寺に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜など、144アールほど営農しております。譲渡人は97歳で同市西蓮寺に在住し、無職の方です。お二人は同居の親子になります。申請事由は農業経営移譲になります。

譲渡人が高齢となり、農業経営も難しくなり、子供に農地を譲ることにしたそうです。譲受人の方も農地を譲り受け、今後、家族と協力して営農していきたいそうです。区分は贈与による所有権移転になります。

調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。

4 番 4番、茂木です。5項の調査報告をします。

調査には、横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。

受人は吉川在住67歳農業の男性です。農業経営は親子3人で1.8ヘクタール、田畑で露地野菜を年間280日営農しています。渡人は那珂市在住の73歳の無職の女性です。権利を移転する農地は、畑257㎡です。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転です。

今回、権利を設定しようとする土地は、自宅の隣接地で時間はゼロ分です。

農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 調査の結果は、何ら問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、第5項は原案のとおり可決いたします。

（議案第62号）

議 長 次に、議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願ひます。

事 務 局 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する（別紙議案書のとおり）。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1 9 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

19番、清水でございます。1項の調査報告をいたします。

この案件の調査には、本澤、近藤両委員さん、大原、横田両推進委員さんと一緒に行つてまいりました。

申請人は市内長野江に在住する66歳の方で、農業をしている方であります。

申請事由は、農業機械及び肥料等の保管に必要なため農業用倉庫を造りたいということなんですが、実際は、昨年12月に農地法の許可を得ずにトレーラーのコンテ

		<p>ナを利用した農業用倉庫を設置してしまったということで、違反転用の是正をしたいということでございます。場所は、化蘇沼の東側200mほどのところでございます。</p> <p>この土地は1種農地なんですが、農振農用地域外でありまして、また営農する上でどうしても倉庫が必要であるということであり、また始末書等も出されておりますので、許可が相当というふうに調査をしましてまいりました。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議	長	始末書等も添えられておりますので、許可相当ということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、茂木です。第4条2項の調査報告をします。 この案件については、横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。
		申請人は市内吉川に在住する67歳農業の男性です。 平成5年頃、農地法の許可を得ずに父が無断で農業用倉庫を建ててしまったということで、申請人は大変反省をしておりました。現場は、旧津澄小学校から繁昌潮来線1キロのところです。 必要な書類として、始末書も添付されており、問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	2項も始末書も添えられており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第3項について、高塚会長に代わって調査報告いたします。 現地確認など調査には、私と高塚会長で行いました。 申請人は市内手賀在住、自営業の40歳代の男性の方です。 申請事由については共同住宅ということで、養殖業を営んでおりますが、新型コロナウイルス等で経営も思わしくない状況で、今回、商業施設等の近くに農地があり、有効活用を図ることを考え、共同住宅を建設することにしたそうです。場所はベトナムより東、約100mくらいです。 事業計画書、隣接地の同意書、土地改良区の意見書、資金計画書、融資見込証明書など整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第63号)
議	長	議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第1項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口推進委員さんの同行の下、調査をまいりました。 譲受人の方は小美玉市に在住する63歳、太陽光発電事業を営む法人会社代表の男性です。譲渡人の方は市内沖洲に在住する74歳農業の男性です。申請事由につきましては、太陽光発電の設備、区分は売買による所有権移転です。 譲渡人は、申請地が休耕地となっており、高齢でもあることから農業を営むことが困難ということです。譲受人は、申請地に発電パネル300枚を設置して49.5kwを発電する計画です。 現地は、羽生郵便局を北に2キロほど入った小美玉市境のところで、休耕地となっておりましたが草刈りはやっているようでした。 必要書類としては、事業計画書、資金計画書等も整っており、調査の結果、許可相当と調査をまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1 2	番	12番、根本です。第2項について調査報告をいたします。 なお、本件は大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査まいりました。 譲受人は市内行戸在住71歳男性。譲渡人は同所69歳の女性の方。両者は夫婦であります。申請事由は、農地の一部の違反転用の是正とキャリング倉庫の建て替えであります。区分は使用貸借権の設定です。 キャリング倉庫の建て替えを計画したのですが、前の倉庫の一部が農地であることが分かり、農地転用の是正をした上で倉庫を建て替えたいということになります。

		始末書等、書類もそろっており、許可相当であると調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	始末書等も添えられており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第64号)
議	長	議案第64号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事	務	局
		議案第64号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番
		12番、根本です。5条の計画変更1項について調査報告をいたします。なお、本件は大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査してまいりました。
		譲受人は鹿嶋市在住、会社代表の男性、譲渡人は同所農業兼会社役員の女性です。申請事由は土採取事業の一時転用の2年間の延長申請であります。区分は使用賃貸借であります。土地は市内行戸の畑7,638㎡です。期間内に達成できなかった理由は、山土の販売量が想定より少なかったということであります。
		調査の結果、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第65号)
議	長	次に、議案第65号 現況証明願ひについての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事	務	局
		議案第65号 現況証明願ひについて説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項から9項まで関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	3	番
		13番、小沼です。1項から9項は関連あるので一括で報告をします。この調査には、太田地区、麻生地区の4人で調査をしてまいりました。

		<p>1項から9項の申請人は、市内粗毛の農業法人です。願出要旨は1項から9項までは地目変更登記のための非農地証明です。場所は、総会資料の案内図と公図をご覧ください。</p> <p>現地を確認してまいりましたが、長い間耕作しておらず山林化しており、復元するのも困難な状況でした。ただし、6項の田1, 434㎡は、農地と非農地が混在しているので非農地証明を交付すべきでない、そのほかの8筆は非農地証明の交付に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	調査の結果は、6項以外は証明書を発行しても問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は証明書を交付しないことに決定いたします。また、それ以外の1項から9項につきましては、証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。10項の調査報告をいたします。
		この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口推進委員さんの同行の下、調査をしてまいりました。
		申請人は市内八木蒔に在住する男性です。願出要旨につきましては、地目変更登記のための農地証明の交付になります。場所は、国道355号、八木蒔の信号に入って500mぐらい入ったところであります。現況は、水田の跡地に露地野菜を、家庭菜園のように耕作している状況でした。申請理由は、高齢でもあり、水田の耕作が厳しいということで、畑として利用したいということです。
		このことから農地証明の交付は妥当であると調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地証明の発行が妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	長	次に、11項から13項は関連がありますので、一括審議といたします。
		調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。第11項、12項、13項は関連がありますので、一括して調査報告いたします。
		この案件については、鈴木推進委員さんと共に調査してまいりました。
		まず、第11項の申請人は70歳代で行方市井上に在住し、自営業の方です。
		第12項の申請人は60歳で同市井上に在住し、公務員の方です。
		第13項の申請人は80歳で同市井上に在住し、農業の方です。
		申請事由については、3項とも地目変更登記のため、非農地証明の交付になります。場所は行方市井上の八幡神社のすぐ脇になります。
		3筆とも約30年前から耕作しておらず、現在は原野化している状況でした。農地

	に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	調査の結果は、非農地証明発行は妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)
議 長	異議なしと認め、11項から13項は証明書を交付することに決定をいたします。
	(議案第66号)
議 長	議案第66号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第66号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について下記のとおり決定を求められたので提案する。令和4年7月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が、農地中間管理権を取得する計画となります。 2枚目、総括表でご説明いたします。 新規設定が3件、4筆、5,108㎡、畑が3件、14筆18,025㎡、合計6件、18筆、23,133㎡となります。 次のページ、農用利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。以上です。
議 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)
議 長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)を決定といたします。
	(議案第67号)
議 長	次に、議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。 別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。 令和4年7月5日付で、行方市長より行方市農業委員会 会長宛てに農用地配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。計画案が34筆、56,880㎡となります。

詳細につきましては、次のページ一覧表で確認いただきたいと思います。

なお、議案第66号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が、農用地利用配分計画を定めて公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定いたします。

（議案第68号）

議長 議案第68号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての件を議題いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第68号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明する。
指針については、今年4月の法改正によりまして、昨年度までは努力義務で定めるものでございましたが、今年度から必ず定めないといけないものになっております。昨年11月の総会で改訂という形で定めさせていただきましたが、その後、5月に決めた最適化活動の目標設定、それと乖離する部分も生じてしまったため、再度見直しをさせていただくものでございます。
主な変更点につきましては、遊休農地の解消の目標につきましては、黄色区分の遊休農地を5年かけて解消するといった点、それから担い手の農地集積については、従前、令和6年4月に集積目標2,280ヘクタール、集積率が35.5%と定めましたが、令和7年4月に集積率が45.8%、最終的には県の目標である令和13年を目標年度とする66%にするということで、5月に決めさせていただいたその目標設定に合わせた内容に改訂させていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議員 異議なし。（全員一致）
議長 異議なしと認め、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のとおり可決いたします。

（報告第33号）

議長 次に、報告案件に入ります。
報告第33号 令和5年度 国・県農業施策に関する意見集約についての件を事務局より説明願います。

事務局	<p>報告第33号 令和5年度 国・県農業施策に関する意見集約について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>別紙資料ナンバー4をご覧くださいと思います。</p> <p>こちらは、皆様からご意見いただきましたものを基に、先月、農政部会で協議いたしました、国と県に分けてまとめたものとなります。こちらの意見・要望につきましては、今後、今月末までに農業委員会、茨城県農業会議のほうに報告させていただく予定となっております。また、市に対する意見・要望につきましては、改めて農政部会等で協議した上で、その後、市のほうに要望していく予定で考えております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、この件につきましては、先月、農政部会を開催しております。</p> <p>ここで、小沼農政部長より報告を求めます。</p>
13番	<p>13番、小沼です。令和5年度 国・県農業施策に関する意見集約についてご報告をします。</p> <p>6月27日に開かれた農政部会において協議された内容について報告をします。</p> <p>まず、農地の保全と有効利用の貸借につきましては、人・農地プランの推進により、地域の話合いの促進と、農地の利用、集積集約化の進展を求める意見、遊休農地、耕作放棄地の解消対策を求める意見が出されました。</p> <p>担い手、経営対策につきましては、国際情勢の不安による飼料、肥料の価格高騰に伴い、負担軽減策の実施を求める意見、経営所得安定対策を求める意見、また、認定農業者、後継者、新規就農者の育成、支援対策を求める意見や婚活事業の実施を求める意見が出されました。</p> <p>農業委員会組織対策につきましては、農業委員会組織の支援対策の強化を求める意見が出されました。</p> <p>基本農政の確立対策につきましては、より一層の鳥獣害対策強化を求める意見、トレーサビリティの推進に意見が出されました。以上、報告をいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま小沼農政部長からの報告について質疑を求めます。ご異議ございませんか。</p>
全員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p style="text-align: center;">（報告第34号）（報告第35号）（報告第36号） （報告第37号）</p> <p>次に、報告第34号 制限除外の移動届の受理について、報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第37号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件については一括して事務局より説明を願います。</p>

事務局 報告第34号 制限除外移動届の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。
報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。
報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。
報告第37号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。

議長 ありがとうございます。
報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

全議員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後3時41分

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
よって第7回総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。